

# 特殊索道事業運送約款

蓼科東急第1ペアリフト

東急リゾート&ステイ株式会社

蓼科東急スキー場

(適用範囲)

第1条 当社の経営する特殊索道事業に関する運送約款は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2. 当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(係員の指示)

第2条 旅客は、当社の係員が運送の安全確保と秩序維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

(運送の引受け)

第3条 当社は、次条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引受けします。

2. 運転期間、運転開始及び終了時刻は、別に定め事業所、停留場等に掲示します。

(運送の引受けの拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき。
- (3) 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき。
- (5) 泥酔者等運送上の安全を期しがたいと認められるとき。
- (6) 天災その他やむを得ない事由により運送上支障があるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合の外、正当な事由があるとき。

(リフト券の発売)

第5条 当社は、リフト券を出札所等において発売します。

(リフト券の効力)

第6条 リフト券は、券面記載の条件により使用する場合に限りその効力を有します。

ただし、日数券及び時間券等は、当該リフト券を同一人が専有して使用する場合に限り有効とします。

2. 転売、転貸されたリフト券又は旅客その他の者が改、変造したリフト券及び汚損はなはだしく券面表示事項の判読困難となったリフト券は無効とします。

(乗車券類の提示及び入検等)

第7条 当社は、旅客の乗車時にリフト券の提示を求め、これを確認、入検又は回収します。

(運賃及び適用方法)

第8条 当社が收受する運賃及びその適用方法は、事業所又は出札所において掲示した運賃及び備付けの適用方法によります。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い)

第9条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合は、旅客に対して当社の責任により運転再開後に必要な運転継続の措置を行います。

(運賃等の払戻し)

第10条 天候及び当社の責により索道の運転ができないときは、別に定める規程により運賃の払戻しを行います。

ただし、風、雨、雪、霧等により、輸送の安全確保のため一時的に運転を中止した場合は、この限りではありません。

(責任の始期及び終期)

第11条 当社の運送に関する責任は、旅客が搬器に乗車したときに始まり、下車したときをもって終わります。

(旅客の遵守すべき事項)

第12条 旅客は、リフトの利用の際、下記に示す注意事項を遵守しなければなりません。

〈乗車時〉

1. リフト利用に不安な方は、申し出ること。
2. 「のりば」の表示位置でスキー、ボードを正しく前に向けて待機すること。
3. 乗れなかったら、直ぐにリフトから離れること。
4. スキーヤーは、ストックがとなりの人の迷惑にならないように注意すること。
5. リュック等はひざにのせ、衣類等のヒモにも注意すること。
6. ボーダーは、流れ止めをつけ、ハイバックをたたむこと。

〈乗車中〉

1. セフティーバーを下ろし、深く腰をかけること。
2. 乗っている時は、次のことを行わないこと。
  - (1) イスを揺らすこと。
  - (2) イスから飛び降りること。
  - (3) イスの上でふざけたり、後ろを向いたりすること。
  - (4) スtock等で柱などにさわること。
3. リフトが停まっても飛び降りないこと。

〈降車時〉

1. 「おりば」が近づいたら降りる準備をし、降りた後はまっすぐ進むこと。
2. 降りられなかったら、そのままイスに座っていること。

〈その他〉

1. その他、係員の指示に従うこと。
2. 非常停止して運転再開できないときは、救助方法等について連絡するので、その指示に従うこと。
3. 未就学児のみでリフトに乗車しないこと。
4. リフト利用時は喫煙しないこと。

(旅客に対する責任)

第 13 条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- (1) 旅客が前条に定める利用上の注意事項を守らなかったことにより被害を受けたとき。
- (2) 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと並びに索道施設に欠陥若しくは機能の障害がなかったこと等が証明されたとき。
- (3) 事故が当該旅客の故意又は過失により発生したことが証明されたとき。

(携帯品等に関する責任)

第 14 条 当社は、旅客の運送によって生じた、スキーその他の携帯品の滅失又はき損による損害については、賠償する責を負いません。

(旅客の責任)

第 15 条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、損害の賠償を求めます。

(割増運賃等)

第 16 条 当社は、旅客が次のいずれかに該当するときは、所定の運賃額及びその 2 倍の割増運賃の支払いを求めます。

- (1) 乗車時に有効なリフト券を提示しない等で無賃乗車した場合。
- (2) 転売、転貸されたリフト券により乗車した場合。
- (3) 改、変造したリフト券、あるいは、偽造券により乗車した場合。

附 則

1. この運送約款は平成 26 年 12 月 1 日より実施します。
2. この運送約款は令和 4 年 12 月 23 日より改定実施します。